


【寄附金控除（ふるさと納税）について】

1 個人の方の場合（ふるさと納税制度）

- 個人の方が赤平市に寄附した場合、所得があり所得税と住民税所得割を納めている方は、一定限度額まで寄附金控除が受けられます。赤平市から発行される領収書を添付し確定申告をしてください。
- 控除対象額は、寄附者の家族構成や給与収入額等で一人ひとり異なります。詳しくは、お住まいの市町村の住民税担当窓口へお問い合わせ下さい。

ふるさと納税による寄附金控除のモデルケース



給与収入 700 万円

お父さん（お父さんのみの収入）
お母さん
お子さん 特定扶養親族（16歳～22歳）
お子さん

扶養者

- 所得税の限界税率
個人の収入により、5%から40%のあいだで計算されます。
- 住民税の特例控除額の上限
住民税からの控除は、寄附をした翌年の住民税所得割額の1割となります。

モデルケースの場合

所得税の限界税率 10%
個人住民税所得割額 293,500 円
なので住民税の特例控除額の上限は
1割の 29,400 円となります。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

所得税からの控除
(寄附金額 - 5,000 円) × 所得税限界税率

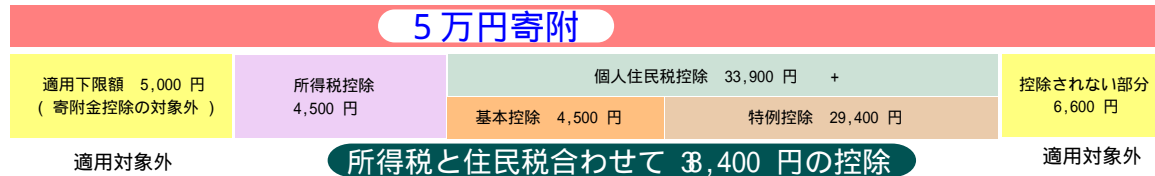
住民税からの基本控除
(寄附金額 - 5,000 円) × 10%

住民税からの特例控除
(寄附金額 - 5,000 円) × (90% - 所得税限界税率)

寄附金額 40,000 円
控除額 35,000 円
差引 5,000 円



寄附金額 50,000 円
控除額 38,400 円
差引 11,600 円



- 寄附金控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。
- 特例控除の上限（住民税所得割額の1割）を超えても、基本控除額は適用されますが、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額（控除対象限度額）は総所得金額の30%です。

2 法人の方の場合

- 法人の方が赤平市へ寄附した場合、法人税額の算定上、全額損金算入できます。

上記は、平成21年中に支出した寄附金についての計算例です。なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より、適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。